

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

## 福井国民年金 事案 263

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 39 年\*月に父が亡くなり、実家の家業を手伝うため、Aの勤務先を退職してBに戻った。母は、私が 20 歳になった 40 年\*月頃に国民年金の加入手続きを行い、私が婚姻するまで、兄の保険料と一緒に納付してくれた。申立期間について兄が納付済みであるのに、私が未納であることには納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 40 年\*月から 49 年 12 月に婚姻するまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、その兄は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月以降、厚生年金保険の被保険者となり国民年金の被保険者資格を喪失した 53 年 12 月までの保険料を全て納付していることが確認できることから、申立人及びその兄の保険料を納付していたとする母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立期間直前の昭和 45 年 7 月から 46 年 3 月までの保険料については、同年 9 月 8 日に過年度納付していることがB市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認でき、この時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立人の母親の保険料納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間①から⑤までの標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>（別紙参照）、とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 別紙参照

申立期間①から⑤までについて、私の賞与からは厚生年金保険料が控除されていた。しかし、事業主が賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、平成22年12月24日になって提出したものの、既に2年以上が経過しているため、年金給付額に反映されないことが分かった。年金給付額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準賞与額については、事業主等から提出された賃金支給明細書及び給与明細書において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額>（別紙参照）とすることが妥当である。

申立期間②から⑤までについて、事業主等から提出された賃金支給明細書及び給与明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、＜標準賞与額＞（別紙参照）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件 8 件（別紙参照）

福井厚生年金事案468～475(別紙一覧表)

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
468	男	—	昭和46年生	—	①平成16年12月24日	6万9,000円
					②平成17年8月12日	7万円
					③平成17年12月20日	7万円
					④平成18年8月10日	10万円
					⑤平成18年12月22日	11万円
469	女	—	昭和32年生	—	①平成16年12月24日	3万9,000円
					②平成17年8月12日	4万円
					③平成17年12月20日	4万円
					④平成18年8月10日	6万円
					⑤平成18年12月22日	6万円
470	女	—	昭和32年生	—	①平成16年12月24日	3万9,000円
					②平成17年8月12日	4万円
					③平成17年12月20日	4万円
					④平成18年8月10日	6万円
					⑤平成18年12月22日	6万円
471	男	—	昭和38年生	—	①平成16年12月24日	8万8,000円
					②平成17年8月12日	9万円
					③平成17年12月20日	9万円
					④平成18年8月10日	11万円
					⑤平成18年12月22日	11万円
472	男	—	昭和46年生	—	①平成16年12月24日	6万9,000円
					②平成17年8月12日	7万円
					③平成17年12月20日	7万円
					④平成18年8月10日	10万円
					⑤平成18年12月22日	10万円
473	男	—	昭和38年生	—	①平成16年12月24日	8万8,000円
					②平成17年8月12日	9万円
					③平成17年12月20日	10万円
					④平成18年8月10日	12万円
					⑤平成18年12月22日	12万円
474	女	—	昭和24年生	—	①平成16年12月24日	3万9,000円
					②平成17年8月12日	4万円
					③平成17年12月20日	4万円
					④平成18年8月10日	6万円
					⑤平成18年12月22日	6万円
475	男	—	昭和24年生	—	①平成16年12月24日	6万9,000円
					②平成17年8月12日	7万円
					③平成17年12月20日	7万円
					④平成18年8月10日	10万円
					⑤平成18年12月22日	10万円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和36年1月から同年4月までは8,000円、同年5月から37年9月までは9,000円、同年10月から38年4月までは1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年1月24日から38年5月1日まで  
年金事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実がない旨の回答があった。

私は、昭和34年5月から38年4月末日までA社に継続して勤務していた。私の厚生年金保険の加入記録を見ると、36年1月24日をもって被保険者資格を喪失していることになっているが、申立期間当時、同じ部署で働いていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A社に継続して勤務していたものと推認することができる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に勤務した同僚（申立人が名前を挙げた同僚を含む。）18人に対して同僚調査を行った結果、13人から回答が有り、そのうち6人は、「申立期間当時、申立人は同社のB部に所属し継続して勤務していた。申立人が昭和36年1月23日に同社を退職する事情は無かったと思う。」と回答している。

さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月頃に当該事業所の事務所内で写したとする写真を保管しているところ、当該写真に写っている同僚の一人も同時期に撮影されたものに相違ないと供述している上、申立期間当時、申立人と同じ部署で同様の業務に就いていた同僚は、「申立人は、昭和 38 年 5 月に結婚すると話しており同年 4 月末日まで働いていたことを覚えている。入社から退職するまで仕事内容に変更は無かった。」旨の供述が得られ、申立人の退職日についての供述と符合している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社において申立期間に厚生年金保険の被保険者であり、業務内容や勤務形態の同質性が高い同僚の標準報酬月額から、昭和 36 年 1 月から同年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 37 年 9 月までは 9,000 円、同年 10 月から 38 年 4 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当であると考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 36 年 1 月 24 日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月から 38 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月16日から43年10月29日まで  
私がA社で勤務していた昭和39年11月16日から43年10月29日までの厚生年金保険の加入期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、脱退手当金を請求したことや受給した覚えは無いので私の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の8回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、これらの被保険者期間には、申立期間と同一の事業所における被保険者期間（2回）及び関連会社における被保険者期間（1回）についても含まれているが、申立人がこれらを失念するとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求することは不自然である。

加えて、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と230円相違しているが、その原因は不明である上、オンライン記録において脱退手当金の支給記録がある5人のうち1人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に「脱」の表示が無いことを踏まえると、脱退手当金の支給に係る事務処理が適正になされたとは考え難い。



これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月までの期間及び 62 年 4 月から平成 4 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月から 61 年 3 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 4 月まで

私は、勤務先を退職した昭和 57 年 8 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は、国民年金課の窓口で納付書に現金を添えて、数か月又は 1 年分をまとめて納付していたので、申立期間①が未加入、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 57 年 8 月に勤務先事業所を退職後、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立期間①当時において、申立人の厚生年金保険加入期間は 263 か月で、既に厚生年金保険の受給権を有していることから、申立人が国民年金保険料を納付するには、昭和 57 年 8 月に国民年金の任意加入手続を行うことが必要となるが、申立人からは、当該手続の状況（加入の経緯、時期等）についての具体的な供述が得られない。

また、申立人が所持している年金手帳及び A 市の国民年金被保険者納付記録票を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 1 日に払い出され、同年 4 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間となるため、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

申立期間②について、申立人からは、当該期間における国民年金保険料の納付方法や納付金額等について具体的な供述が得られず保険料の納付状況が不明であるほか、申立人は、「私と妻は、それぞれの収入から別々に保険料を納付しており、妻が申立期間の保険料を納付することは無かった。」と供述している。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらない上、市町村の国民年金被保険者納付記録票及びオンライン記録の資格記録及び納付記録は全て一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 2 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 12 月まで

ねんきん定期便を見たところ、申立期間の保険料が未納となることが分かった。私の国民年金については、昭和 62 年 4 月頃に、母が市福祉センターで加入手続を行い、その時点で未納となっていた保険料については、送付された納付案内に従って父が納付したはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 4 月頃に、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、その父親が納付案内に従い遡って納付したはずであると申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月 2 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達した 58 年 \* 月 \* 日に遡って被保険者資格を取得しており、当該払出日時点で遡って納付することが可能な 61 年 1 月から 62 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが市町村国民年金被保険者名簿等で確認できるものの、申立期間については、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、時効により徴収権が消滅しており、その父親は、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人自身は、申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その父親は既に死亡していることから、保険料の納付方法に関して具体的な供述は得られない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを

うかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が所持している年金手帳の住所欄を見ると、同欄に記載されている住所地は、昭和62年9月7日に実施された住居表示変更後のものであることが申立人に係る改製原附票により確認できることから、当該手帳は、同年同月以降に発行されたものと考えられ、同年4月頃に加入手続を行ったとする申立人及びその母親の供述と符合しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 49 年 6 月頃まで  
② 昭和 49 年 7 月 1 日から 51 年 3 月頃まで  
③ 昭和 57 年 8 月 1 日から 59 年 6 月 1 日まで  
④ 昭和 59 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 31 日まで

申立期間①については、A社B店及びC店（現在は、D社）に、申立期間②については、E市のF社に勤務し、給料から社会保険料を控除されていたことを記憶している。

その後、郷里であるG市に戻り、57年8月1日から61年3月頃までH社に継続して勤務していたが、59年6月から同年10月までの5か月間しか厚生年金保険の被保険者記録が無く、前後の申立期間③及び④の被保険者記録が欠落している。

申立期間①から④における厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社は、「当社が保管する人事記録から、申立人は、昭和47年5月9日から48年6月20日まで当社に在籍していた。」と回答していることから、申立人は少なくとも当該期間において申立事業所で勤務していたと認められる。

しかしながら、同社は、「昭和49年12月5日にI社として厚生年金保険の適用を受けており、申立人は当社が厚生年金保険の適用事業所となる前に退職している。適用事業所になる以前に給与から厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している上、オンライン記録をみると、同社

の前身である J 社本店は昭和 45 年 8 月 31 日に適用事業所でなくなっており、その後、「I 社」として厚生年金保険の適用を受けたのは、上記の供述のとおり 49 年 12 月 5 日であることが確認できる。

さらに、昭和 45 年 4 月に J 社本店に入社し、現在も D 社に勤務する同僚は、「私の年金記録の一部に国民年金加入期間（昭和 45 年 8 月から 49 年 11 月まで）があるのは、当時、会社の都合により全員厚生年金保険の資格を喪失したからである。当該期間も継続して勤務していたが、給与から社会保険料は控除されていなかった。」と供述していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとする F 社について、オンライン記録を確認したが、同社が厚生年金保険の適用を受けている事実を確認することができない上、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立期間当時の勤務実態や保険料控除について具体的に聴取することができなかった。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料として、月額 3 万から 4 万円が給与から控除されていたと申し立てているが、申立期間当時の標準報酬月額、最高等級月額が 20 万円であり、仮に最高等級の 20 万円で社会保険料を試算しても、申立人が記憶している保険料控除額と報酬月額から推認できる同保険料額は著しく相違している。

申立期間③及び④について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間③のうち一部期間について H 社に勤務していたことは認められるものの、申立人の入退社日について、具体的な供述は得られず、申立人の勤務期間を確認することはできない。

また、上記同僚のうち一人は、「申立人を知っているが、申立人の勤務期間は短かったと思う。申立人は、会社が倒産した昭和 60 年 8 月頃には、既に退職していた。私は、48 年 9 月に入社したが、厚生年金保険の加入は、49 年 12 月からとなっている。」と供述している上、申立人が自分よりも先に勤めていたと供述している同僚の一人については、申立人と厚生年金保険の加入時期が同一日であることから、申立期間当時、事業主は、入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかった状況がうかがえる。

さらに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票をみると、申立人は、健康保険被保険者証を昭和 59 年 11 月 19 日に返納していることが確認できるほか、申立人に係る雇用保険の記録では、申立人は、同年 9 月 24 日付けで同保険の被保険者資格を喪失し、失業給付が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。